

大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会 市場あり方検討委員会 運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会規則（令和2年大阪府規則第72号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定により、大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会（以下「協議会」という。）に設置する市場あり方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(所掌事項等)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議する。

- 一 将来の市場に求められる機能や設備面に関すること
- 二 その他市場施設の整備に関すること

(組織)

第3条 委員会は、規則第5条第3項の規定により、会長が指名する者5名程度で組織する。ただし、うち1名は協議会委員の職にある者とし、他の委員は、委員会の委員として知事が任命する。

- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置く。委員長は、規則第5条第4項の規定により、委員会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 5 委員長に事故があるときは、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集するとともに、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、これに属する委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2条に係る委員会の決議については、規則第5条第7項に定めるところにより、協議会の決議とする。
- 5 委員長は、委員会で決議した事項については、次の協議会に報告しなければならない。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。